

平成29年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

平成30年3月6日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第12回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 地籍調査による農地の地目認定について

議案第3号 平成30年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準賃金の設定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 認定電気通信事業者による事業計画について

## <出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘	2番委員：佐川順一郎
3番委員：齋藤豊彦	4番委員：君塚作治
5番委員：磯野幸作	6番委員：藤平重男
7番委員：押元康郎	8番委員：猿田義久
9番委員：浅野幸男	10番委員：山岸 潔
11番委員：岩瀬貞夫	

## <出席職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 0 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 29 年度第 12 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 11 名の委員全員ご出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、2 番の佐川委員、4 番の君塚委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 4 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 30 年 3 月 6 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号 4、所在・地番 栗又地先、地目 畑、地籍 2,825m の内 1,686m、農地種別 2 種、農用地区域 外、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 後継者の予定もなく、土地の維持管理に費用が掛かるため、太陽光発電の収入を充て、周辺への迷惑とならないように管理するため計画した。

以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第 1 号、番号 4 については 1 番委員 加曾利委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

加曾利委員（1 番）

それでは、私の方から 1 号議案について、現地調査をしましたので、その報告をいたします。

3月5日午後2時より申請者、工事業者、町事務局の立会のもとに行いました。申請地は、資料4-4の位置図のとおりとなっております。この申請地は、北側に宅地、南側に雑草地とその横に1mほど高いところに町道があり、東側に畑、西側が赤道となっております。申請によると太陽光発電をやった場合、周囲への影響、排水の影響も無いと思われます。簡単ではございますが、以上確認してきましたのでご報告いたします。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。1番委員 加曾利委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

ちょっとよろしいですか。

この申請地の2,825mの内1,686mを使うということですけど、資料を見てみると太陽光発電を行う場所は、この土地のどの辺りになるのですか。

加曾利委員（1番）

資料の現況写真にあるとおり、真ん中なると思われます。

齋藤委員（3番）

ようするに、事業面積というか、パネルを設置する面積が、今回の申請面積となると言うことですね。

加曾利委員（1番）

そのとおりです。

齋藤委員（3番）

申請者の宅地と農地と赤道と町道に囲まれているという事ですよ。

加曾利委員（1番）

そのとおりです。

齋藤委員（3番）

事務局にお尋ねします。

農地の真ん中に、どかんと太陽光を設置するのはいかなものか。どちらかに寄せないといけないとか、そのような事は無いのでしょうか。残りの農地を使うことを考えると、どちらかに寄せた方が良く思うのですが。

事務局（寺井）

形としては、耕作しづらい面はあるかと思われます。

太陽光パネルを設置する部分については、今後分筆登記を行うと言っていました。ある程度、申請者も今後の利活用に

については考えがあると思われます。

齋藤委員（3番）

本来であれば、残った農地を有効に利用してもらうのであれば、どちらかに寄せた方がいいと思っただけです。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

他に質問が無いようですが、番号4についてご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第1号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続いて、議案第2号 地籍調査による農地の地目認定についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

2ページをお開きください。

議案第2号 地籍調査による農地の地目認定について。

「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和56年10月7日付け、56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）」により下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成30年3月6日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

地目認定を要する農地 別添のとおり。

3ページをお開きください。

今回の地籍調査による、農地の地目認定といたしまして、第2回目の実施を行いました。該当の筆については、No1の筆から、土地所在地という事で、字名 小谷松字〇〇、調査前〇一〇、所有者住所 大多喜町〇〇、所有者氏名 〇〇〇〇、地目 調査前 畑、調査後 山林、面積 調査前 〇㎡、調査後 〇㎡、原因及び日付 年月日不詳地目変更、変更の適否 適、以上ようになっておりまして、この他60筆を現地調査しました。事務局の方からは、以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号につきましては、担当地区がございますので、〇〇地区を押元委員、〇〇地区を猿田委員、〇〇地区外3地区を藤平委員が現地調査を行っていただきましたので、一括してご報告いただき、その後審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、押元委員から報告をお願いします。

押元委員（7番）

では、私の方から報告させていただきます。

2月21日の朝、事務局と建設課と業者の立会のもと調査を行いました。一つは、家が建ちかなりの年月が経過していることから、宅地と認定しました。もう一つもやはり家が建ちかなりの年月が経過していることから、宅地と認定しました。この2件については、農地から宅地と言うことで判定させていただきました。以上です。

議長（岩瀬会長）

続きまして、〇〇地区を猿田委員から報告をお願いします。

猿田委員（8番）

それでは、No.9からNo.44までの私の管轄した土地について、その内容を申し上げます。この地区については、農地から宅地に判断したものは、既に家が建っている又は宅地として、かなりの20数年経過しているものであります。農地から山林に判断したものは、現状で杉や竹、雑木が20数年経過していると思われたので山林と判断いたしました。その他のものは現況にて確認して判断させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩瀬会長）

続きまして、〇〇地区外3地区を藤平委員から報告をお願いします。

藤平委員（6番）

2月21日9時過ぎから4地区を事務局2名と建設課1名の4名で現地の確認を行いました。初めに〇〇地区ですが、川沿いの土地は竹が生い茂っているため、現状では農地ではなく山林として判断いたしました。それから、〇〇地区は、地目は田であります、ほとんど杉と孟宗竹が生えており、現状では山林ということで判断いたしました。〇〇地区につきましては、地目が田と畑がありますが、一部宅地として、また一部は用悪水路として確認いたしました。それから、

〇〇地区につきましては、一部公衆用道路となっております。他についても、現況が公衆用道路、雑種地となっておりますため、変更を認めました。以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。押元委員、猿田委員、藤平委員からの現地確認の報告がありました。質疑等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無いようですが、ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

議案第2号については、以上のとおり決定しました。続いて、議案第3号 平成30年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

5ページをお開きください。

議案第3号 平成30年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について。

平成30年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定についてその可否について意見を求める。  
平成30年3月6日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金（案）別添のとおり。

平成30年度の大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金（案）につきましては、6ページをご覧ください。こちらにつきましては、昨年度提示いたしました料金表と替えておりません。本日皆様にお配りしております、参考資料というものがございます、こちらについては千葉県農業会議の方から提示されておるものであり、水田・機械作業による標準料金表というものと、耕運機、バインダー、ハーベスター、乗用田植機による作業料金表、それから地域別農作業標準賃金、あとは前年比較の標準料金額表を付けさせていただいておりますけれども、地域別の農作業標準賃金につき

ましては、こちらは農業事務所単位での統一の賃金の設定となっております。また、その他の水田機械作業による標準作業料金表などにつきましては、県下で統一された料金の設定となっておりますが、大多喜町の標準賃金及び標準作業料金につきましては、必ずしもこの農業会議の料金表を全て参考にしているという訳ではございません。それと申しますのは、やはり大多喜町は中山間地域と言うことで、県下の他の地区と比較しても実情が合わない部分があるというのがあることと、この案を決定するに当たり近隣の農業委員会にも確認しましたところ、据え置くとの市町が多かったことから、これらを踏まえて本町は、昨年度と同額で設定させていただきました。また、上段の農作業標準賃金につきましても、過去4年間ぐらい同じ額で添え置いておりますので、このまま同額で設定してはどうかと決裁いただいております。そのような事を参考にいただき、ご審議お願いしたいと思えます。事務局からは以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

藤平委員（6番）

田植機の件についてなんですが、歩行、乗用関係なく、植付けという扱いでよろしいのか。参考資料では7,300円となっておりますが、本町においては6,600円、この差額がありすぎるような気がするのと併せて、先ほどお話がありました中山間地域であるならば、畦塗機49円に対して参考資料が36円と言うことになっているのですが、この辺の差異はどのようにになっているのか教えていただきたい。

事務局（寺井）

田植機の扱いですが、歩行用、乗用とも同じ作業標準料金となります。

藤平委員（6番）

畦塗機については、どうなのか。1,2mをやる作業ではないので、1m当り13円違うとかなり違ってくる。区画整理された30aの水田だと約2,000円違ってしまう。大きな違いだと思われそうですが、いかがでしょうか。

齋藤委員（3番）

あくまでも、標準料金なので、これを基準にしてもらえれば良いのではないのでしょうか。



藤平委員（６番）	それは、かまわないと思いますが、従前の金額がこうだったからと言う理由では、根拠が曖昧すぎるのではないかと。これだけ、機械が普及されているのであれば、コストダウンされるのであって、その辺もどうなのか。
山岸委員（１０番）	平成３０年度水田機械作業による標準料金表、これはどういふことで計算されているのですか。
事務局（寺井）	こちらは、県下統一の料金となっております。
浅野委員（９番）	それにしても、３６円は安過ぎる。
山岸委員（１０番）	畦塗機の耐用年数はどのくらいか。
事務局（小高）	農業機械なので、およそ７年だと思われます。
山岸委員（１０番）	３年前には算出根拠があつて計算式が書いてあつたやうな気もするが、県下統一の３６円も安いと思われるが、４９円で私は良いと思います。
藤平委員（６番）	４９円が高い安いと言っているのではなく、何で１３円も違うのかが疑問だったので質問させていただきました。
齋藤委員（３番）	いろいろ協議したけども、この料金はあくまでも基準として考えていただければ良いのではないのでしょうか。
議長（岩瀬会長）	他に質問ありますでしょうか。
議 場	————— 質問・意見等なし —————
議長（岩瀬会長）	他に質問等が無いようですが、ご異議ございませんか。
議 場	————— 異議なし —————
議長（岩瀬会長）	議案第３号については、異議無いものと認め、以上のとおり決定しました。 続いて、議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それ

事務局（寺井）

では、事務局により説明願います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。  
平成30年3月6日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、  
2 公告を予定する日 平成30年3月7日。

番号29-84 所在地番 小土呂地先、地目 田、地籍2,418㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 26,500円、利用権設定の期間 1年、期間が平成30年3月7日から平成31年3月6日まで、借賃の支払 毎年11月30日までに持参払、貸付者 さいたま市緑区〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-85、所在地番 久我原地先、地目 田、地籍1,000㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ1等米60kg、利用権設定の期間3年、期間が平成30年3月7日から平成33年3月6日まで、借賃の支払 毎年9月20日までに持参払、貸付者 松戸市〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-86 所在地番 久我原地先、地目 田、地籍2筆合計4,267㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ8斗、利用権設定の期間10年、期間が平成30年3月7日から平成40年3月6日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-87 所在地番 横山地先、地目 田、地籍5筆合計1,762㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ10a当り30kg、利用権設定の期間6年、期間が平成30年3月7日から平成36年3月6日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-88 所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍2筆合計1,555㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、使用賃借権、利用権設定の期間10年、期間

が平成30年3月7日から平成40年3月6日まで、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-89 所在地番 粟又地先、地目 田、地籍3筆合計2,644㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 12,500円、利用権設定の期間5年、期間が平成30年3月7日から平成35年3月6日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-90 所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍3筆合計2,924㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ120kg、利用権設定の期間3年、期間が平成30年3月7日から平成33年3月6日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は15ページ及び16ページのとおりです。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長） 事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

藤平委員（6番） 前々から、齋藤委員さからお話があったと思いますが、水田の賃借料が地域によってばらつきがあるので、これを統一することは出来ないのでしょうか。標準価格の設定とか。

事務局長（吉野） 各地域によって賃借料の個人の考え方もあるでしょうし、土質条件もある、また距離もあるので一概に設定するのはどうでしょうか。

藤平委員（6番） 先程の機械標準料金と一緒に、地域毎によって違うのは分かるのですが、いわゆる標準と言う形で示してあげれば良いと思うのですが。

猿田委員（8番） 今までの農用地利用集積計画を見てきても、地域によって小作料が違っている。

藤平委員（6番） これは意見としてなので、新しい年度において新農業員に

変われたときに時に、検討していただけるよう事務局にお願いいたします。

事務局（寺井） 承知しました。

議長（岩瀬会長） 他に質問等は、ありませんか。

議 場 \_\_\_\_\_ 質問・意見等なし \_\_\_\_\_

議長（岩瀬会長） 他に質問等が無いようですので、議案第4号についてご異議ございませんか。

議 場 \_\_\_\_\_ 意義なし \_\_\_\_\_

議長（岩瀬会長） 議案第4号については、可決となりました。  
議件は以上をもって終了となります。  
続いて、報告事項について事務局よりお願いいたします。

事務局（寺井） 17ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成30年3月6日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号32、所在地 紙敷地先外23筆、地目 田及び畑、地籍合計15,507.62㎡、登記原因・日付 相続 平成30年2月5日、権利者 埼玉県久喜市〇〇〇〇氏。

番号33、所在地 堀之内地先外10筆、地目 田及び畑、地籍合計9,662㎡、登記原因・日付 相続 平成30年2月13日、権利者 佐倉市臼井台〇〇〇〇氏。

番号34、所在地 堀之内地先外3筆、地目 田及び畑、地籍合計5,882㎡、登記原因・日付 相続 平成30年2月13日、権利者 佐倉市臼井台〇〇〇〇氏。

19ページをお開きください。

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので、報告する。平成30年3月6日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号7、所在・地番 久我原地先、地目 田、地籍 2,944 m<sup>2</sup>、貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 借受人の体調不良のため。

番号8、所在・地番 久我原地先外1筆、地目 田、地籍合計 4,267 m<sup>2</sup>、貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 借受人の体調不良のため。

20ページをお開きください。

報告第3号 認定電気通信事業者による事業計画について。下記のとおり、事業計画書の提出があったので報告する。  
平成30年3月6日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号6、用途区分 KDDI (au) 携帯電話基地局建設 (高さ25mのコンクリート柱に無線機器一式を設置する。)、所在 平沢地先1筆、地目 田、地籍 779 m<sup>2</sup>の内 23.04 m<sup>2</sup>、届出人 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号 KDDI株式会社 〇〇〇〇氏、土地所有者の住所・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号7、用途区分 KDDI (au) 携帯電話基地局建設 (高さ14.9mのコンクリート柱に無線機器一式を設置する。)、所在 弓木地先1筆、地目 田、地籍 416 m<sup>2</sup>の内 6.25 m<sup>2</sup>、届出人 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号 KDDI株式会社 〇〇〇〇氏、土地所有者の住所・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

報告第3号の説明については以上です。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長 (岩瀬会長)

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局 (寺井)

事務局からは特にありません。

局長 (吉野課長)

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会 (午後3時20分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月6日

会 長 岩瀬貞夫

署名委員 佐川順一郎

署名委員 君塚作治